

2026年6月16日 全5頁

# iDeCo は広がったのかー加入実態と残る課題

## 2026年4月加入者数395万人、12月制度改正に注目

政策調査部

研究員

佐川 あぐり

### [要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）は、会社員や公務員を中心に加入者数の増加が続いている。また、制度改正を受けて掛金を増やす動きも見られており、老後資産形成に向けた制度活用は進展しつつある。2026年12月には加入可能年齢の引き上げや拠出限度額の見直しが予定されており、さらなる普及拡大が見込まれる。
- 一方、iDeCo全体の加入率は依然として1割に満たない水準であり、特に企業年金に未加入の会社員では普及の余地が残されている。こうした層は中小企業の従業員に多いとみられ、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の一段の普及促進が重要となろう。制度の周知徹底や事業主への支援体制の強化など、持続的な普及促進策が求められる。

2025年6月に成立した年金制度改革法に基づき、社会経済構造の変化を踏まえた私的年金制度の改正が、2026年度から順次施行されている。さらに、2026年12月には個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の引き上げや、iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額の引き上げなど、制度改正の施行が予定されている。本レポートでは、最新のiDeCoの加入状況を整理した上で、今後の動向を考察する。

## 1、iDeCoの加入状況：会社員・公務員を中心に加入者数増加が続く

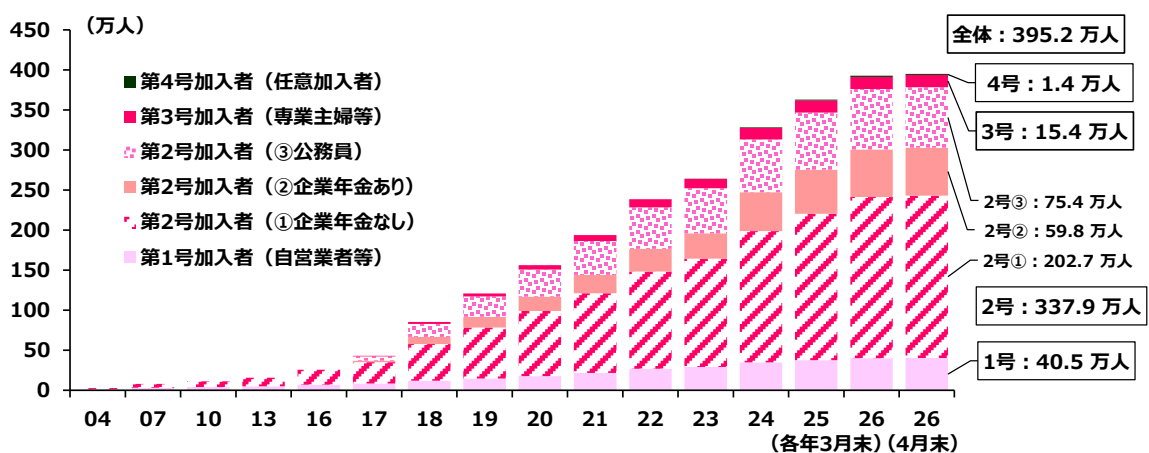
iDeCoは、制度が開始された2002年は対象者が自営業者や企業年金のない会社員に限定されていたが、2017年1月には対象範囲が大幅に拡大され、企業年金に加入している会社員や公務員、専業主婦等が新たにiDeCoに加入できるようになった。それ以降、iDeCoの加入者数は増加しており、2026年4月末時点で395.2万人と、対象者拡大前の2016年12月末（30.6万人）から約13倍に拡大した（図表1）。

iDeCoの加入者は、公的年金の被保険者区分に応じて第1号から第4号まで4つに区分されている。2026年4月末時点における区分別の加入者数を見ると、会社員・公務員である第2号

加入者（厚生年金被保険者）が 337.9 万人と全体の 86%を占めている。さらに、第 2 号加入者は、企業年金に未加入の会社員（①企業年金なし）、企業年金に加入している会社員（②企業年金あり）、公務員（③公務員）の 3 つに区分される。加入者数は多い順に「①企業年金なし」（202.7 万人）、「③公務員」（75.4 万人）、「②企業年金あり」（59.8 万人）となった（**図表 1**）。

会社員や公務員と比べて、自営業者等である第 1 号加入者（国民年金第 1 号被保険者）と専業主婦等である第 3 号加入者（国民年金第 3 号被保険者）、2022 年 5 月に新設された国民年金の任意加入者である第 4 号加入者（国民年金任意被保険者）は、加入者数がそれぞれ 40.5 万人、15.4 万人、1.4 万人と少ない。

**図表 1 iDeCo（個人型 DC）の加入者数推移**



(出所) 国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書」(各年度版)「iDeCo (個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(各月時点)より大和総研作成

もともと、加入者数を加入対象者数で除した割合（以下、加入率）で見ると、様相はやや異なる。まず、iDeCo 全体の加入率は、2026 年 3 月末で 5.8%（ $=392.8 \text{ 万人} \div 6,757 \text{ 万人}^1$ ）であった（**図表 2**）。区分別では第 2 号加入者の「③公務員」の加入率が最も高く、対象者拡大以降、高い水準を維持している。一方、「①企業年金なし」は、加入者数は最も多いが加入率は「③公務員」より低い。iDeCo は掛金が全額所得控除の対象となることに加え、運用益は非課税となるため、税制優遇の効果が大きい。とりわけ、企業年金に未加入の会社員は、公的年金の上乗せとして iDeCo を活用する意義は大きいと考えられるが、加入率の水準からすると、普及の余地を残しているといえる。

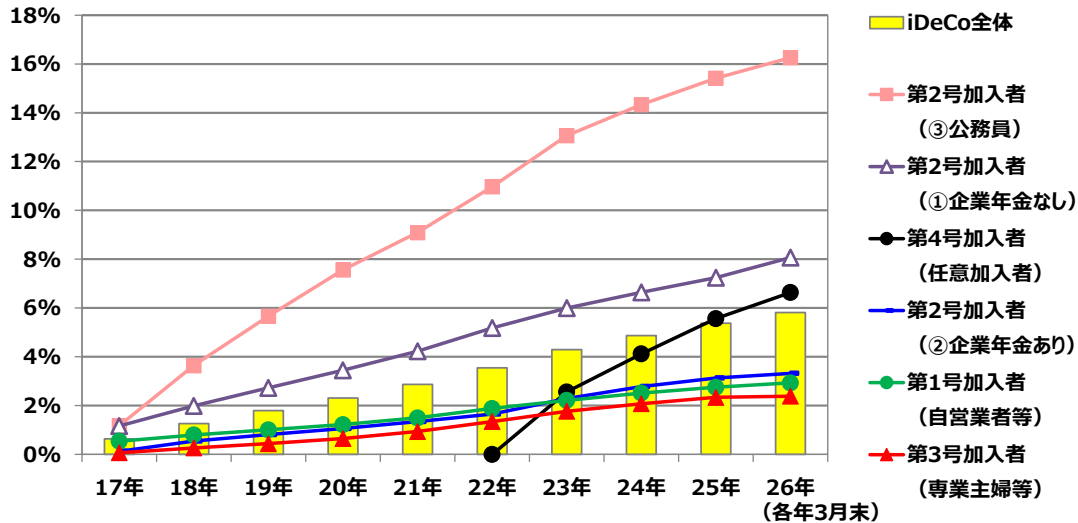
自営業者等、専業主婦等は、加入者数も少なく、加入率も低水準である。自営業者等については、国民年金基金や小規模企業共済など、iDeCo 以外の制度の利用が一因と考えられる。また、専業主婦等については、所得がない、あるいは、働いていても所得が少なく、iDeCo の掛金の所得控除という税制上のメリットを十分に享受できないことが影響しているのではないかと

他方、国民年金の任意加入者である第 4 号加入者は、加入者数は最も少ないが、加入率は

<sup>1</sup> 加入対象者数は、レポート執筆時点において最新データとなる、令和 6 年度末現在の公的年金被保険者数とした。出所：厚生労働省「令和 6 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」（令和 7 年 12 月）

iDeCo 全体の水準を上回っている。任意加入者の 9 割以上が 60～65 歳未満であることを踏まえると、高齢期においても拠出を継続し老後資産の積み増しを図るニーズは相対的に高いようだ。

図表 2 iDeCo の加入率の推移



(注 1) 加入率は、各年 3 月末時点の加入者数を同時点の加入対象者数で除して算出している。

(注 2) 加入対象者数は、第 1 号、第 3 号、第 4 号加入者については、それぞれ国民年金の第 1 号被保険者数、第 3 号被保険者数、任意加入被保険者数とした。第 2 号加入者については、「②企業年金あり」を確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型 DC の加入者数を単純合計した人数（複数制度への重複加入を考慮していない）、「③公務員」を第 2～4 号厚生年金被保険者数とした上で、厚生年金被保険者総数から「②企業年金あり」と「③公務員」の加入対象者数を差し引いた人数を「①企業年金なし」とした。iDeCo 全体については、公的年金被保険者総数とした。

(注 3) 2026 年 3 月末時点の加入率は、同時点における公的年金の被保険者数がレポート執筆時点において未公表のため、最新の 2025 年 3 月末データで代用し算出している。

(出所) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況」（各月時点）、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金（確定給付型）の受託概況」、運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」より大和総研作成

このように、iDeCo は会社員や公務員を中心に加入者数の増加傾向が継続している。佐川 (2025)<sup>2</sup>で示すように、老後不安の強まり等を受けて人々の資産形成に対する意識が強まる中、これまでの制度改正や普及に向けた施策が、加入者数を押し上げてきた可能性が指摘できる。例えば、「②企業年金あり」と「③公務員」を対象に拠出限度額の引き上げの改正が行われた 2024 年 12 月は、2017 年 1 月の対象者拡大以降で最多となる約 7 万人の新規加入が確認された。

一方で、政策の効果は確かに示唆されるものの、一時的な押し上げ効果にとどまっている可能性も指摘できる。実際、2025 年は、1 月に新規加入者数が 4.8 万人の高水準でスタートした。しかし、その後は減少し、年後半にかけて 3 万人前後で推移した結果、年ベースの新規加入者数は 39.2 万人と 2019 年（39.0 万人）に次ぐ低い水準となった。2026 年も 1 月は 4.8 万人を記録したが、その後は減少傾向となり、前年の動きと類似している。2026 年 12 月の制度改正が、新規加入者の増加にどの程度寄与し、その効果が持続的なものとなるかが注目される。

<sup>2</sup> 佐川あぐり (2025) [「対象者拡大から 8 年、今後の iDeCo の可能性」](#) (大和総研レポート、2025 年 5 月 27 日)

## 2、掛金の拠出状況：制度改革を機に掛金を積み増す動きが見られる

iDeCoは、加入者が毎月一定額（5千円以上、千円単位）を拠出する仕組みである。拠出できる掛金には上限があり、加入区分ごとにその金額が異なる（**図表3**）。各区分の加入者の拠出限度額（月額、以下同じ）と実際の掛金の状況についてポイントを整理した。

**図表3 加入区分別の拠出限度額と掛金額の状況（2026年4月時点）**

加入区分	第1号加入者	第2号加入者			第3号加入者	第4号加入者						
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	専業主婦等	国民年金 任意加入 被保険者						
拠出限度額 (月額)	6.8万円	2.3万円	2.0万円	2.0万円	2.3万円	6.8万円						
掛金額別の 加入者数(人)	5～9千円	100,029 25%	392,254 20%	108,289 18%	100,854 13%	51,819 34%	1,233 9%					
	1.0～1.4万円	77,811 20%	392,822 20%	244,418 41%	348,546 46%	29,166 19%	1,088 8%					
	1.5～1.9万円	11,508 3%	70,406 4%	21,813 4%	7,178 1%	3,884 3%	209 2%					
	2.0～2.4万円	57,860 15%	1,139,993 57%	223,211 37%	297,039 39%	65,711 44%	1,756 13%					
	2.5～2.9万円	5,383 1%	【平均掛金額(単位:円)】					191 1%				
	3.0～3.4万円	28,867 7%						第1号		27,196	824 6%	
	3.5～3.9万円	3,403 1%						第2号		①企業年金なし	16,432	153 1%
	4.0～4.4万円	7,447 2%						第3号		②企業年金あり	13,652	332 2%
	4.5～4.9万円	2,290 1%						第4号		③公務員	14,085	128 1%
	5.0～5.4万円	19,585 5%						平均掛金額		13,946	985 7%	
	5.5～5.9万円	1,647 0%								44,975	27 0%	
	6.0～6.4万円	4,871 1%								平均掛金額	16,654	363 3%
6.5～6.8万円	77,410 19%								6,327 46%			
計	398,111 100%	1,995,475 100%						597,731 100%	753,617 100%	150,580 100%	13,616 100%	

(注) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では「10,000円未満」と表記されているが、iDeCoへの拠出はあくまで月額5千円以上というルールに従い、本レポートでは「5～9千円」と表記した。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（令和8年4月時点）」より大和総研作成

- ◆ 第1号加入者の拠出限度額は6.8万円（国民年金基金との合計）。5千円～1.9万円の層が約半数を占める一方、「6.5～6.8万円」を拠出する層も19%存在する。国民年金基金との併用が影響している可能性がある。
- ◆ 第2号加入者の拠出限度額は「①企業年金なし」が2.3万円、「②企業年金あり」「③公務員」が2.0万円。「①企業年金なし」は「2.0～2.3万円（**図表3**は2.4万円と表記）」の層が57%を占めるが、5千円～1.4万円の層も4割存在する。「②企業年金あり」「③公務員」では「1.0～1.4万円」の層が最も多い一方、2.0万円の限度額を拠出する層もそれぞれ37%、39%と一定程度存在する。
- ◆ 第3号加入者の拠出限度額は2.3万円。2.0～2.3万円の層が44%を占める一方、5千円～9千円の層も34%存在し、拠出行動の二極化がみられる。
- ◆ 第4号加入者の拠出限度額は6.8万円（国民年金基金との合計）。「6.5～6.8万円」を拠出する層が46%と高い。高年齢層を中心に、積極的な拠出姿勢がうかがえる。

全体をまとめると、それぞれの限度枠をフルに活用し税制メリットを最大限に享受する層がいる一方、少額の拠出にとどまる層も少なくない。また、掛金額別の加入者数を年齢階級別に見ると、一般的に所得が低いとみられる若年層ほど拠出額が少ない様子もうかがえる<sup>3</sup>。

時系列で見ると、第1号、第3号、第4号加入者については、こうした拠出の傾向に大きな変化は見られていない。一方、第2号加入者については、2024年12月の制度改正で「②企業年金あり」の一部と「③公務員」の拠出限度額が1.2万円から2.0万円へ引き上げられたことを受け、拠出額を増やす動きが確認される。「③公務員」は、改正前（2024年11月）には「1.0～1.2万円（**図表3**は1.4万円と表記）」の層が88%を占めていたが、2026年4月には46%まで低下し、新たに2.0万円の限度額を拠出する層は39%となった。「②企業年金あり」においては、「1.0～1.4万円」を拠出する層が2024年11月の73%から2026年4月には41%まで低下し、2.0万円の限度額を拠出する層は同期間で10%から37%へ上昇した。

2026年12月は、さらなる拠出限度額の引き上げ（第2号加入者：6.2万円〈企業型DCと合算〉、第1号・第4号：7.5万円〈国民年金基金と合算〉）が実施予定だが、注目したいのが企業年金に未加入の会社員の動向だ。**図表3**を見ると、「①企業年金なし」は「2.0～2.3万円（**図表3**は2.4万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が57%と、すでに半数以上が上限近くを拠出している。掛金を積み増したい加入者は少なくないと考えられ、拠出額の増加を通じた老後資産形成の促進への寄与が期待される。

### 3、まとめ：中小企業を中心とした利用促進が課題

iDeCoは、会社員や公務員を中心に加入者数の増加傾向が継続しており、制度普及は一定程度進展してきたと評価できる。2026年12月に予定される加入可能年齢の引き上げ（現行65歳から70歳へ）や拠出限度額の見直しの改正は、新規加入者の増加に寄与することが見込まれるものの、その効果が持続的なものとなるかどうかは引き続き注視する必要がある。

もっとも、iDeCo全体の加入率は5.8%と1割に満たない水準にとどまっており、普及が十分に進んでいるとは言い難い。特に、自助による資産形成への取り組みが期待される企業年金に未加入の会社員については、さらなる普及の余地が残されている。

こうした層は、企業年金の導入率が低い中小企業の従業員に多いとみられることから、中小企業向けに導入された中小事業主掛金納付制度（イデコプラス：iDeCo+）の一段の普及促進が重要と考えられる。個人が公的年金の上乗せとしてiDeCoを活用することは、高齢期の貧困リスクの軽減につながる可能性がある。より多くの人々へiDeCoの利用推進に向けて、制度の周知徹底や事業主へのサポート体制の強化など、持続的な普及促進策が求められる。

<sup>3</sup> 国民年金基金連合会「[「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況」](#)（令和7年3月末現在）